

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について

～ 障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために～

(答 申)

平成20年11月14日

鳥取県教育審議会

平成20年11月14日

鳥取県教育委員会

委員長 山田修平様

鳥取県教育審議会

会長 重政好弘

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について - 障害のある児童
生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために - (答申)

本審議会は、平成18年8月1日付けで諮問のあった標記事項について、慎重に
審議した結果、別紙の結論を得たので、ここに答申します。

特別支援教育の推進のために

1 特別支援教育の普及啓発の取組

【課題】

保護者や地域の方への特別支援教育の理念や内容の普及
発達障害を含む障害特性と適切な対応についての理解

【施策の方向性】

特別支援教育の理念や、発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援の在り方等について、児童生徒等の保護者をはじめ、学校周辺の地域の方に対して、理解・啓発を推進する。

児童生徒等の交流及び共同学習を推進し、相互理解を促進する。

ア 特別支援教育の理解・啓発の推進

障害のある児童生徒等やその保護者が安心して地域社会で豊かな生活ができるよう、共生社会の基礎となる特別支援教育について、関係部局と連携し、広く理解・啓発を進めることが重要である。

そのため、特別支援教育の理念をはじめ、発達障害を含むそれぞれの障害の特性や支援の方法などを広く普及する広報や事業等を効果的に実施する。

また、各学校等はそれを活用して、保護者を対象とし、地域の方を巻き込んだ研修会を推進する。

イ 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒等には社会性や豊かな人間性を育む機会であり、障害のない児童生徒等には、障害についての正しい理解と認識を深めるための機会である。

学校等においては、児童生徒等の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、学校全体として共通理解を図りながら、各々の教育課程及び個別の指導計画等に明示し、効果的な取組を一層推進する。

2 連携による特別支援教育の充実

【課題】

保護者支援の取組
関係部局及び関係機関等が連携した対応

【施策の方向性】

地域の方による支援や学生ボランティア等を活用し、発達障害を含む障害のある児童生徒等の支援を充実する。

特別支援教育の推進を図り、一貫した支援体制を構築する。

ア 保護者支援の充実

障害のある児童生徒等の支援を行う上で、園や学校における教育的支援のみならず、家庭における理解と協働した支援が有効である。そのため、児童生徒等の特性や育ちを保護者と共有し、各期の保護者の不安や障害受容を支援することが重要となる。

各学校（園）においては、学校（園）の教育（保育）と家庭生活の役割を明確にし、保護者の参画による支援の充実を推進する。

県教育委員会においても、保護者等の負担を軽減するため、特別支援学校の通学支援や福祉との連携による保護者の相談支援体制の整備の充実について検討する。

イ 家庭・地域社会との連携

障害のある児童生徒等の豊かな生活の実現のためには、学校教育はもとより、家庭や地域生活の充実が不可欠である。さらに、日々の地域生活を充実するには、地域における支援者の確保やNPO、ボランティア団体等との連携を図る必要がある。

児童生徒等の自立と社会参加に向け、必要に応じて福祉、労働、医療等の関係機関との連携を継続・強化する。

ウ 特別支援教育の推進と一貫した支援体制の構築

各学校等の特別支援教育の充実につながるよう、平成19年度より市町村に地方交付税措置された「特別支援教育支援員^{*5}」の配置の促進を図るとともに、市町村教育委員会と連携し、特別支援教育支援員及び非常勤職員等に対して、特別支援教育や児童生徒等の実態に応じた対応についての、効果的な研修の実施を検討する。

さらに、障害のある児童生徒等の支援においては、早期からの適切な対応と一貫した支援が重要であることを踏まえ、関係部局と連携した支援体制の構築を図る。

エ 関係機関との連携の強化

県教育委員会及び私立学校担当部局、幼稚園・保育所担当部局においては、部局間の連携を一層強化するとともに、一貫した支援を引き継ぐ資料として「個別の教育支援計画」を活用し、必要な情報を必要なときに必要な関係者が入手し、円滑な連携が図れるよう体制化する。

3 その他、特別支援教育の充実・発展をめざして

ア 訪問教育

本県では、東部圏域では県立白兔養護学校、中部圏域では県立倉吉養護学校、西部圏域では県立皆生養護学校において、訪問教育を実施している。

児童生徒の障害の状態に応じた時間数等を考慮し、指導内容・方法の充実に努める必要がある。今後も、保護者や病院等との連携をより一層深め、一人一人の障害の状態等に応じた専門性の高い教育を行うことが必要である。

イ 寄宿舍

近年、特別支援学校に在籍する児童生徒等の障害が重度・重複化、多様化している状況を踏まえ、寄宿舍における生活指導体制の工夫・改善、寄宿舍指導員の一層の資質向上を図る必要がある。

幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方

1 幼稚園（保育所）における特別支援教育

【課題】

園内支援体制の整備

発達障害等のある幼児への早期からの対応

関係機関と連携した、学齢期への移行支援の充実

園内の人的資源を活用し、障害のある幼児や保護者への支援を行っている園もあるが、多くの園では外部の相談機関についての情報が少なく、園内の相談窓口が明確でない。

臨時的任用の加配教員（保育士）が障害の診断を受けている幼児の支援にあたっている園が多く、担当者の研修や特性に応じた対応の共通理解が難しい。

障害のある幼児や発達の気付きな幼児については、園での保育だけでなく、保護者の子育て支援と障害受容が重要であり、その対応が課題である。

5歳児健診（市部では健康相談）後の支援や巡回相談等、発達の気付きな幼児への対応に市町村や園による格差がある。また、個別の支援の引継ぎは、保護者や園、小学校に任されているところが多い。

【施策の方向性】

特別支援教育の窓口となる担当者の明確化と園内支援体制の構築を行い、幼稚園（保育所）における特別支援教育を推進する。

障害特性や支援について、全教職員の理解と連携を推進し、専門性の向上を図る。

市町村の状況に応じた移行支援体制の構築を図り、幼児期から学齢期への一貫した支援を推進する。

ア 園内支援体制の構築

幼児の発達の状況や特性に応じた支援を園内全体で行うため、園長及び市町村の担当課に働きかけを行い、保護者からの相談や関係機関との連携の窓口となる担当者を明確にし、園内の支援体制の整備を推進する。

県教育委員会は、市町村教育委員会及び福祉部局と連携して東部・中部・西部ごとの相談支援機関の情報マップ等を作成配布し、園内体制の支援に努める。

イ 教職員（保育士）の専門性の向上

福祉部局が主体となった地域の核となる保育士の養成とあわせて、県教育委員会も加配及び非常勤職員等を含む効果的な研修を検討する。

ウ 就学に向けた移行支援の体制の推進

各生活圏域における幼児期の関係機関に関する情報提供を行い、市町村における連携体制の推進を図る。

特別支援学校のセンター的機能の活用やLD等専門員による相談等を通し、幼稚園（保育所）と小学校との連携を図るとともに、園と学校の協働、保護者の参画により「個別の教育支援計画」を策定し、必要な支援の円滑な引継ぎを推進する。

2 小学校及び中学校における特別支援教育

(1) 通常の学級

【課題】

学校間による校内支援体制の機能の格差
多様な障害のある児童生徒の特性に応じた一貫した支援の継続

特別支援教育主任の役割や校内委員会の機能に学校間による格差がある。

見えにくさや聞こえにくさ、身体虚弱等のある児童生徒に加え、発達障害のある児童生徒も増えており、多様な児童生徒の教育的ニーズに応じた対応が求められている。

いじめや不登校、問題行動などの生徒指導上の問題の背景として発達障害等のある児童生徒もあり、その対応が課題である。

就学前後や学校間の移行の時期に、障害のある児童生徒をはじめ、集団の中で支援を要する児童生徒について、新しい環境への不安や混乱の要因を予測し、学校生活にスムーズに適応できるための対応が課題である。

【施策の方向性】

管理職研修を充実し、管理職のリーダーシップの一層の向上を図る。

児童生徒の多様な学び方に対応した「わかる授業」を推進する。

発達障害に関する専門性の高い教員の養成に努める。

特別支援学級の弾力的運用等による支援の充実を図る。

ア 管理職研修の充実

管理職のリーダーシップの向上と校内支援体制の機能の向上を図るため、管理職研修の一層の充実に努める。

イ 児童生徒の多様な学び方に対応した「わかる授業」の推進

すべての教職員に特別支援教育の理念および発達障害を含む障害の特性とそれに応じた対応についての共通理解を一層推進する。それをもとに、担任は、児童生徒の多様性が尊重される学級づくりと「わかる授業」の推進を図る。

障害のある児童生徒の多様な実態に応じた適切な指導を一層推進するため、「個別の教育支援計画」にもとづき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」の作成と活用とあわせて、実践を踏まえた評価を的確に行い、指導の改善に生かすよう努める。

ウ 専門性の高い教員の養成

LD等専門研修への派遣を継続して行い、発達障害等に関する専門性の高い教員を養成する。また、養成とあわせた効果的な配置と、巡回相談等での有効な活用が検討されるよう、市町村教育委員会に働きかけを行う。

エ 特別支援学級の弾力的運用等による支援の充実

障害のある児童生徒への校内支援を充実するため、特別支援学級の弾力的運用等について必要な情報提供を行い、効果的な活用となるよう普及を図る。

(2) 通級による指導

【課題】

通級指導教室の拡充と機能の充実

通級指導担当教員の専門性の維持・向上

これまでの通級指導教室に加えて、平成18年度からLD、ADHDを対象とする通級指導教室が開設され、県内でも平成20年度には小学校に16教室が設置されている。

通級指導教室の指導形態としては、自校通級と他校通級があり、他校から通級する場合には、児童生徒とその保護者は通うために多くの負担を担っている。このことが、公共交通機関が未整備の本県においては開設に至っていない原因にもなっていることから、その対策が課題である。

また、中学校には通級指導教室が開設されていない状況から、小学校で指導を受けた生徒への支援を含めて、機能の充実を検討する必要がある。

通級指導教室では、学習面や行動面、コミュニケーションをはじめとした多様なニーズに対する専門的な指導が求められている。通級指導担当教員の人材の養成と配置が課題である。

通級による指導の効果を上げるためにも、通級指導担当教員と保護者、在籍学級の担任による共通理解が必要であり、「個別の指導計画」を利用して連携を図る等、その在り方が課題である。

【施策の方向性】

通級指導担当教員の巡回による指導を促進する。

地域の実情に応じて「通級による指導」の理解を図る。

通級指導担当教員の計画的な養成と、専門性の維持・向上に努める。

ア 通級指導教室担当教員の機能の充実

小学校に設置した通級指導教室については、市町村の状況に応じた効果的な活用ができるよう、巡回による指導等を含む通級による指導の充実を促進する。

また、中学校への対応や、幼児を対象とした相談指導の対応、さらには特別支援学校に設置している自閉症を対象とする通級指導教室の東部・西部への設置等についても、あわせて検討する。

イ 地域の実情に応じた「通級による指導」の理解の推進

通級指導教室がなく、通級指導担当教員がいない地域においても、校内の空き教室や特別支援学級等の施設や教員等を活用し、個別的な支援や学習の場を工夫し、実情に応じた適切な対応がなされるよう、理解を推進する。

ウ 保護者や在籍校との連携の体制化

指導目標や指導内容、支援方策を明確にした、通級指導担当教員と在籍校の担任、保護者による「個別の指導計画」の作成を行い、指導の共有化と役割分担を行うなど、関係者の連携を体制化する。

エ 通級指導担当教員の専門性の維持・向上

対象とする障害種の専門性を確保するため、LD等専門研修その他の専門研修を活用した実践的指導力のある教員の養成と配置を促進する。

また、学校を巡回しているLD等専門員や通級指導担当者間の連携体制等を強化し、通級指導教室担当教員のより一層の専門性の向上を図る。

(3) 特別支援学級

【課題】

特別支援学級の増加や児童生徒の多様な教育的ニーズへの対応
特別支援学級担任の専門性の向上

障害種に応じた学級設置により、特別支援学級は年次的に増加している。特に情緒障害特別支援学級の増加が顕著であり、自閉症や選択性緘黙、集団不適応等の多様な情緒障害のある児童生徒とあわせ、知的障害のある児童生徒も在籍していることから、教育的ニーズが多岐にわたっている。

教育課程の編成や在籍する児童生徒の「個別の指導計画」の作成、指導内容、支援方法等が、担当する教員一人に任される場合が多く、児童生徒を多角的に捉えた指導になりにくい。

児童生徒の障害が多様化している中で、児童生徒の進路先が特別支援学校に集中することが多く、卒業後の生活を見通した進路指導が課題である。特に、情緒障害特別支援学級に在籍する知的障害のない生徒については、進路先の選択肢が少なく、課題が大きい。

特別支援学級担任の特別支援教育に関する免許保有率は約4割である。担当学級の障害種の専門性ととも、発達障害についての専門性が求められている。

【施策の方向性】

専門性のある教員の配置と専門性の一層の向上を図る。

障害特性や児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図る。

特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習を推進し、教育的ニーズに応じた学習集団を確保する。

ア 特別支援学級担任の専門性の向上

学級担任の専門性を確保するため、専門性のある教員の配置を促進するとともに、研修の充実と対象とする障害種に応じた免許取得により専門性の向上を図る。

イ 特別支援学級の指導・支援の充実

在籍する児童生徒一人一人の実態や障害特性に応じた教育課程の編成と適切な指導がなされるよう、市町村教育委員会とともに指導の充実に努める。

そのため、県教育委員会は、担任のためのハンドブック等、特別支援学級の基礎的な学級経営指針を示す。あわせて、保護者や関係機関との連携による「個別の教育支援計画」の策定とそれにもとづく「個別の指導計画」の作成、校内の関係者による共有化が図れるよう、研修を充実する。

さらに、各圏域ごとにLD等専門員や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター^{*4}等との連絡会を持つなど、支援体制を整備する。

ウ 将来の見通しを持った進路指導の充実

在籍する児童生徒について、将来的な見通しを持ち、本人及び関係者を含めて適性を検討しつつ、早期から学校見学や体験入学を行うなど、適切な進路指導の充実を図る。あわせて、進学先の学校等との情報伝達を行い、必要な支援が継続されるよう努める。

エ 交流及び共同学習の推進

目標を明確にした交流及び共同学習の推進により、実態に応じた適切な規模の集団での学習の機会を工夫し、集団参加に必要な力の育成を図る。その際、特別支援学級の担任と通常の学級を担当する教員が、授業について、事前の打合せや実践、評価において十分な連携を行うよう努める。

3 高等学校における特別支援教育

【課題】

青年期の特性を踏まえた校内支援体制の整備
特別支援教育(発達障害の理解を含む)に関する教職員の理解の促進
関係機関と連携した校種間等の移行期の対応

近年、高等学校においても発達障害のある生徒の在籍が増加している。生徒の多様な教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が課題となっている。

不登校、問題行動、友人との関係等の生徒指導上の問題や、学習意欲の低下などにより、学校生活を維持・継続していくことの困難さを抱える生徒も増えている。背景に発達障害等による困難さが考えられる場合もあり、教職員が生徒の特性に気づき、学校として対応するための校内支援体制の整備が必要である。

中学校から高等学校への移行の際、高校入試や個人情報保護の観点から、情報伝達の在り方が課題となっている。

【施策の方向性】

特別支援教育担当者を中心とした校内支援体制の確立と、思春期・青年期における発達段階や学校・学科の特性に対応した具体的な支援の充実を図る。

特別支援教育及び発達障害に関する教職員の理解と専門的な支援の向上を図る。

「個別の教育支援計画」の活用など、中学校と高等学校の連携を円滑にする。

ア 高等学校における校内支援体制の確立と具体的な支援の充実

特別支援教育担当者を中心とした校内(あるいは学科内)支援体制を確立し、機能させるため、LD等専門員や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを派遣し、担当者への必要な助言を行う。

特別支援教育担当者の研修を充実し、情報交換や支援方策の共有化を図る。

イ 核となる教員の養成と特別支援教育に関する理解の促進

LD等専門研修への派遣により、発達障害についての専門性を有する教員を養成配置し、推進体制を整備する。

あわせて、特別支援教育の理念や発達障害等の特性と対応について、すべての教職員の理解を図るため、養成した専門性のある教員やLD等専門員、特別支援学校教員等による校内研修を充実する。

ウ 中学校から高等学校の円滑な連携と社会生活への準備

中学校から高等学校への進学にあたり、当該生徒の高校合格が決定後、「個別の教育支援計画」を活用し、速やかに必要な情報を適切に引継ぐための連携ができるよう体制を推進する。

なお、その際の個人情報の取扱いについては、条例等に基づいた適正な取扱いに関する認識を持ち、必要とされる個人情報の提供を円滑に行う必要がある。

あわせて、自立した社会生活のために必要となる生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実する。

特別支援学校における教育の在り方

1 障害の重度・重複化、多様化に応じた教育の充実〔県内全域共通〕

【課題】

知的障害者を対象とする特別支援学校在籍児童生徒数の増加に伴う施設整備及び障害の重度・重複化、多様化に応じた教育の充実

卒業後の自立と社会参加に向けた一人一人の特性や能力に応じた進路指導の充実及び就職を希望する高等部生徒の就職率の向上

知的障害者を対象とする特別支援学校においては、在籍する児童生徒数の増加に伴い、教室不足や校舎の狭隘化の進行等、教育環境の改善が課題となっている。特に高等部では、軽度知的障害者の受け入れにより、生徒数の増加が顕著である。

また、在籍児童生徒の中には自閉症の割合が高いことから、それに対応する教育課程の検討が必要である。

特別支援学校に在籍する児童生徒等のうち、半数近く（肢体不自由者を対象とする特別支援学校においては約4分の3）の児童生徒等が重複障害学級に在籍するなど障害の重度・重複化が課題である。児童生徒等への医療的ケアの一層の充実等、安全な学習環境の整備が必要である。

特別支援学校卒業生の進路先は、進学、就労、就労移行支援・就労継続支援（作業所通所等）、生活介護（施設入所等）等多岐に渡っているため、進路指導主事を中心に関係機関と連携しながら進路指導を行う必要がある。

【施策の方向性】

知的障害者を対象とする特別支援学校高等部生徒の実態や教育的ニーズ等を踏まえた上で、県立高等特別支援学校の設置または県立学校内に分校や分教室を設置すること等を検討する。

自閉症者への指導・支援を充実するために、県立特別支援学校に発達障害教育拠点の設置を検討していく。〔東部圏域・西部圏域〕

重度・重複障害者に対応した教育の一層の充実を図る。

小学部から高等部までの一貫した進路指導の体制を確立するとともに、高等部コース制の改善等により、生徒の企業等への就職等就労を促進する。

- ア 県立高等特別支援学校または県立学校内に分校、分教室等の設置を検討
軽度知的障害者に対応するために、県立学校の空き校舎や教室を有効に活用して、県立高等特別支援学校または県立学校内に分校や分教室の設置等を検討する。

イ 知的障害者を対象とする特別支援学校の高等部生徒の実態や教育的ニーズ等への対応

知的障害と自閉症を併せ有する生徒や軽度知的障害の生徒等、在籍する生徒の実態や教育的ニーズ等を把握しながら、幅広い専門性を備えていく必要がある。

ウ 自閉症者への指導・支援に係る発達障害教育拠点の設置の検討

県立倉吉養護学校に設置している発達障害教育拠点「レインボー」における自閉症者への指導の効果を検証するとともに、東部圏域並びに西部圏域における発達障害教育拠点の設置に向けて検討する。

エ 重度・重複障害者に対応した教育の一層の充実

外部専門家等の導入や、専門研修派遣により重度・重複障害教育の専門性を有する教員養成を引き続き行うとともに、授業改善を図り生涯にわたって豊かな生活を送ることができる教育の質の向上に努める。

また、重度・重複障害者の健康の維持増進を図るとともに、緊急時の適切な対応のための訓練や研修の充実に努める。

オ 進路指導の体制の確立及び関係機関と連携した就労支援

小学部における生活指導の充実、中学部における産業現場等における実習の推進、高等部におけるコース制の改善等による職業教育の充実等により、小学部から高等部まで一貫した進路指導の体制を確立する。

また、卒業後の生活をより豊かにするために、学校は、労働や福祉等関係機関と連携しながら、移行支援の一層の充実に努めていくことが必要である。

カ 特別支援学校の校名等

県立特別支援学校は、当面、それぞれの障害種別に対応する特別支援学校として継続する。

こうしたことから、学校の名称については、県立特別支援学校の現状を踏まえて当分の間、現在の校名をそのまま用いていく。

2 東部圏域における教育の充実

【課題】

県立鳥取盲学校及び県立鳥取聾学校の児童生徒数減少への対応並びに施設の有効活用

視覚障害教育及び聴覚障害教育における教員の専門性の維持・向上並びに重複化への対応

県立鳥取養護学校における心身症等の児童生徒に対応する教育の充実

県立鳥取盲学校及び県立鳥取聾学校小・中学部においては、一学級あたりの児童生徒数が少なく、学習集団を確保することが難しい状況が続いている。

また、在籍児童生徒数が少ないことから、今後、学校施設の有効活用が求められている。

視覚障害教育及び聴覚障害教育に関する教員の専門性の維持・向上とともに、今後も早期からの教育的対応の充実が求められている。

近年、県立鳥取盲学校及び県立鳥取聾学校において重複障害の児童生徒の割合が増えており、知的障害を併せ有する場合も多く、一人一人の障害に応じた指導の充実が課題である。

県立鳥取養護学校においては、近年では摂食障害や不登校を伴ったりするもののうち、医療を必要とする心身症等が増加している。

【施策の方向性】

社会性を育むための交流及び共同学習の推進並びに施設の有効活用を検討する。

視覚障害教育及び聴覚障害教育における専門性の向上並びにセンター的機能の発揮について検討する。

県立鳥取養護学校においては、心身症をはじめとする心の問題を抱える児童生徒への対応について、精神保健・医療と教育との一層の連携の充実に努める。

ア 社会性を育むための交流及び共同学習の推進並びに施設の有効活用
学習集団を確保することが難しいことへの対応として、社会性や人間性等を育むための交流及び共同学習を推進する。

また、県立学校の空き教室を有効に活用して、県立特別支援学校の分校や分教室の設置等を検討する。

イ 視覚障害教育及び聴覚障害教育における専門性の向上並びにセンター的機能の発揮

県立鳥取盲学校及び県立鳥取聾学校は、視覚障害、聴覚障害教育の拠点として今後も、蓄積してきた専門性を生かしてそれぞれの教育を充実していく。さらに、全県において、これまで以上にセンター的機能を発揮していく。

また、他の特別支援学校と連携しながら、他の障害種の専門性の向上に努め、重複障害者への指導の充実を図っていく。

ウ 心身症をはじめとする心の問題を抱える児童生徒への対応

県立鳥取養護学校においては、在籍する心身症をはじめとする、心の問題を抱える児童生徒への対応について、研修等により教員の専門性の向上を図るとともに、精神保健・医療との一層の連携に努め、このような児童生徒の心理状況等を考慮した指導の充実を図っていく。

3 中部圏域における教育の充実

【課題】

視覚障害及び聴覚障害並びに病弱に対応した教育の充実
肢体不自由教育に対応した施設設備の充実
医療的ケアが必要な児童生徒への対応

中部圏域には人数は少ないながらも、視覚障害及び聴覚障害並びに病弱に対応した教育を必要としている児童生徒がいる。平成16年度に聴覚障害教育拠点(通称「さんさん教室」)を設置したが、さらにそれぞれの障害種別に応じた教育の充実を図る必要がある。

県立倉吉養護学校においては、平成16年度に肢体不自由部門を設置し、それに伴い施設設備の改善を図ってきたが、さらに教育環境の整備が求められている。

また、肢体不自由部門に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、学校看護師を配置して対応している。しかし、医療機関が隣接していないにもかかわらず、学校看護師だけでは対応が困難な児童生徒の就学希望があり、その対応が課題である。

【施策の方向性】

特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能を発揮し、機敏に対応していく。
〔視覚障害・聴覚障害・病弱〕

適切な教育環境の整備及び医療機関等との連携による重度・重複障害者への対応の充実に努める。

ア 特別支援学校のセンター的機能の発揮と機敏な対応

中部圏域での聴覚障害教育は、聴覚障害教育拠点「さんさん教室」を核として、難聴特別支援学級や言語障害通級指導教室と連携して指導の充実を図っていく。

視覚障害教育及び病弱教育は、県立倉吉養護学校内に教育部門を設けるよりも、市町村教育委員会の理解を得て特別支援学級を設置し、専門性のある教員を配置して充実に努める。さらに、県立鳥取盲学校や県立鳥取養護学校等特別支援学校のセンター的機能が十分に発揮できるように特別支援学級との連絡会等を設けるようにする。

イ 適切な教育環境の整備及び医療機関等との連携による重度・重複障害児への対応の充実

肢体不自由の児童生徒等については、重度・重複化の傾向が進んでいることから、施設設備や児童生徒数の状況等をもとに、今後も適切な教育環境の整備の充実に努める必要がある。

学校に配置している学校看護師では対応できない医療的ケアが必要な児童生徒については、生命の安全を確保することが最も重要なことから、厚生病院内の院内学級(病弱特別支援学級)への入級や他の医療機関に入所して肢体不自由特別支援学校へ通学する等、就学に係る保護者への理解を図っていく。

4 西部圏域における教育の充実

【課題】

県立鳥取聾学校ひまわり分校の中学部設置
視覚障害及び聴覚障害並びに病弱に対応した教育の充実

西部圏域において、県立鳥取聾学校ひまわり分校の保護者等から「中学部設置」への強い要望があり、早急な対応が求められている。

西部圏域には、平成18年度、視覚障害教育拠点（通称「きらら」）を設置したことにより、早期からの指導・支援の充実が図られるようになった。今後も視覚障害に対応できる専門的な機関として、センター的機能を発揮することが求められている。

知的障害者を対象とする特別支援学校児童生徒の中には、病弱に対する支援が必要な児童生徒が在籍している。運動や身体活動等の制限があるために、病状等に応じた教育の在り方が課題である。

【施策の方向性】

県立鳥取聾学校ひまわり分校に中学部の設置を検討する。
特別支援学校の専門性を生かしたセンター的機能を発揮し、機敏に対応していく。
〔視覚障害・聴覚障害・病弱〕

ア 県立鳥取聾学校ひまわり分校に中学部設置を検討

県立鳥取聾学校ひまわり分校中学部の設置を検討し、聴覚障害教育の充実を図る。

イ 特別支援学校のセンター的機能の発揮と機敏な対応

西部地区における聴覚障害教育は、県立鳥取聾学校ひまわり分校を核として、難聴特別支援学級や言語障害通級指導教室等と連携して指導の充実を図っていく。

視覚障害教育については視覚障害教育拠点の活用等を推進する。

また、病弱教育は、現状を把握した上で、重複障害者への対応を含めて県立特別支援学校内に教育部門を設けるかどうか、その必要性について今後検討していく必要がある。当分の間、市町村教育委員会の理解を得て障害に応じた特別支援学級（院内学級も含む）を設置し、専門性のある教員を配置して教育の充実に努める。

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について
～ 障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために～

目 次

はじめに	1
本県における特別支援教育推進の基本的な考え方	2
【基本的な考え方の方針】	
1 各生活圈域（東部・中部・西部）における教育の充実	
2 特別支援学校におけるセンター的機能の推進	
3 発達障害を含めた障害のある児童生徒等への支援の拡充	
4 特別支援教育の普及啓発	
特別支援学校における教育の在り方	4
1 障害の重度・重複化、多様化に応じた教育の充実〔県内全域共通〕	
2 東部圏域における教育の充実	
3 中部圏域における教育の充実	
4 西部圏域における教育の充実	
幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方 ---	9
1 幼稚園（保育所）における特別支援教育	
2 小学校及び中学校における特別支援教育	
（ 1 ）通常の学級	
（ 2 ）通級による指導	
（ 3 ）特別支援学級	
3 高等学校における特別支援教育	
特別支援教育の推進のために	14
1 特別支援教育の普及啓発の取組	
2 連携による特別支援教育の充実	
3 その他、特別支援教育の充実・発展をめざして	

〔資料編〕

はじめに

平成17年12月に、中央教育審議会から『特別支援教育を推進するための制度の在り方について』(答申)が出され、平成18年6月、学校教育法等の一部が改正されて、平成19年4月1日から施行された。

文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」(19文科初第125号平成19年4月1日)に、特別支援教育の理念として、障害のある幼児児童生徒(以下「児童生徒等」という。)の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであることやこれまでの特殊教育の対象だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍する全ての学校において実施されるものであることなどが示された。

特別支援教育を推進するためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。また、児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応した指導及び支援を行うことや、思いやりの心、人権尊重の意識をもつことが基盤である。そのためには、教職員が互いに高め合う職場づくりや人事交流の促進を図るとともに、幅広く教員の適性を考慮した人的配置等に努めることが必要である。

このような特別支援教育に係る国の取組や教員の専門性等を踏まえながら、これまでのさまざまな取組の成果を生かしつつ、鳥取県教育審議会では、平成18年10月17日、学校等教育分科会に特別支援教育部会を設置し、同部会において、

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方

- 1 特別支援学校における教育の在り方
- 2 幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方

について検討・協議し、平成20年6月30日に「中間まとめ」を公表した。

その後、パブリックコメントを実施し県民から広く意見を徴し、それらを参考にさらに審議を深め、このたび、本答申を取りまとめた。

本県における特別支援教育推進の基本的な考え方

近年、少子化傾向であるにもかかわらず、県内の特別支援学校及び小学校、中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加傾向にあり、障害の重度・重複化、多様化の傾向にある。

こうした状況を踏まえつつ、鳥取県教育委員会では、開かれた学校づくりの推進を図りながら、障害のある児童生徒等の人権尊重を基盤とし、自立と社会参加の促進をめざすことを基本理念とするものである。社会状況の変化や国の動向等を見定めながら、障害のあるすべての児童生徒等の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進していきたいと考える。

このような基本的な考え方を前提として、鳥取県における今後の特別支援教育の推進のため、以下の4つの方針を示すものとする。

【基本的な考え方の方針】

当面の5年間の方向性を示すものとする。(平成21年度～25年度)

各生活圏域(東部・中部・西部)における教育の充実

すべての児童生徒等の自立と社会参加の促進をめざし各生活圏域の教育環境を整備する。

特別支援学校におけるセンター的機能の推進

特別支援学校における専門性を基盤として、地域のニーズに応じたセンター的機能^{*1}の推進に努める。

発達障害を含めた障害のある児童生徒等への支援の拡充

幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校(以下:「小・中学校等」という)においては、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害(以下:「発達障害」という)を含めた障害のある児童生徒等への指導や支援の推進に努める。

特別支援教育の普及啓発

教職員をはじめ、保護者、地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じた特別支援教育の普及啓発の推進に努める。

- 1 各生活圏域（東部・中部・西部）における教育の充実
 - ・各生活圏域で障害のある児童生徒等の自立と社会参加の促進をめざし、できる限り身近な地域において、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を受けることができるようさらに教育環境を整備する必要がある。
- 2 特別支援学校におけるセンター的機能の推進
 - ・特別支援学校は、学校相互・関係機関等と連携を図りながら、各学校の専門性を基盤として、センター的機能の充実に向けた校内の体制化や適切な人材配置、学校間の連携体制等の条件整備に努める必要がある。
 - ・今後の特別支援学校においては、小・中学校等からの要請に応じて、相談等に迅速に対応できるようにする。
 - ・乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために関係機関との連携が重要であり、「個別の教育支援計画」^{*2}の策定・活用を図りながら、さらに連携を深めていく必要がある。
- 3 発達障害を含めた障害のある児童生徒等への支援の拡充
 - ・小・中学校等においては、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進とあわせて機能的な校内支援体制を整備しながら、発達障害を含めた障害のある児童生徒等への指導や支援の充実に取り組む必要がある。
 - ・今後、小・中学校において、校内支援体制の更なる充実と通級指導教室の活用及び特別支援学級の弾力的運用^{*3}並びに特別支援学校のセンター的機能の活用の在り方を検討していく必要がある。
 - ・幼稚園（保育所）と高等学校においても、特別支援学校や他の関係機関と連携し、在籍する障害のある幼児や生徒への指導や支援を充実していく必要がある。
- 4 特別支援教育の普及啓発
 - ・障害のある児童生徒等が地域の一員として自立し、社会参加し、生活するために、在学中から地域の人々にも特別支援教育についての十分な理解を得る必要がある。
 - ・基本的な考え方に基づく特別支援教育を推進していくため、県教育委員会は、教職員をはじめ保護者や地域の方、広く県民に対して研修や広報活動等を通じた特別支援教育の普及啓発の推進に努める必要がある。

資料編

目 次

諮問文、委員名簿及び審議経過

1	諮問文	1
2	学校等教育分科会・特別支援教育部会 委員名簿	3
3	特別支援教育部会 これまでの検討のまとめ	5
4	鳥取県教育審議会条例	10

関係資料

1	鳥取県の特別支援学校の所在地及び整備状況	13
2	幼稚園（保育所）・小学校・中学校・高等学校に在籍する障害のある児童 生徒等の教育	14
3	パブリックコメント（平成20年6月）	15
4	鳥取県における今後の特別支援教育に関するパブリックコメント実施結果 について	16
5	パブリックコメントに対する回答	20
6	用語解説	24

諮 問

鳥取県教育審議会

下記の事項について諮問します。

平成18年8月1日

鳥取県教育委員会委員長

山 田 修 平

記

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について

- 1 特別支援学校（盲・聾・養護学校）における教育の在り方について
- 2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について

諮問理由

障害のある子どもの教育をめぐることは、近年のノーマライゼーションの進展、医療・科学技術の進歩や障害の重度・重複化及び多様化、本人や保護者の教育に対するニーズの高まりなど、様々な状況の変化がみられる。

本県においては、障害の種類や程度に応じた教育を充実するために、平成13年「鳥取県障害児教育の在り方について」に基づき、盲・聾・養護学校教育の充実施策検討会議で、東・中・西部の生活圏域における各障害種に対応した教育の充実・整備をするための基本的な考え方をまとめ、平成15年度から年次的に計画を立て具体的に施策を行ってきたところである。また、職業教育や就労支援の在り方についても、障害者の自立・社会参加の観点から見直すことにしている。

国においては、平成17年12月に中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が出され、平成18年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、特殊教育から特別支援教育へと転換が図られることとなった。この法律では、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を越えた特別支援学校とすること、特別支援学校は小中学校等に在籍する障害のある児童生徒の教育に関し指導助言を行うこと、小中学校等における学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等を含む障害のある児童生徒への適切な教育を実施することなどが定められている。

このような特殊教育から特別支援教育へという大きな転換期に際し、障害のある子どもたち一人一人がその持てる能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための一貫したきめ細かな指導を一層充実させることが重要である。

このため、特別支援学校となる盲・聾・養護学校における教育の在り方及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について検討することにより、今後の本県における特別支援教育の在り方を明示し、取り組みを進めることが必要である。

以上のことから、鳥取県教育審議会に諮問するものである。

学校等教育分科会委員名簿

(任期 平成18年8月1日から平成20年7月31日)

氏名	所属・職名等	備考
朝井 正教	倉吉市立河北中学校校長	
生田 雅彦	米子北斗高等学校校長	
井上 孝喜	元鳥取県高等学校PTA連合会会長	
小枝 達也	鳥取大学地域学部教授	
重政 好弘	鳥取大学学長補佐	
橋本代里子	県立青谷高等学校教頭	
平木 孝榮	八頭町教育委員	
松本 典子	鳥取短期大学幼児教育保育学科教授	
盛本 裕子	鳥取県立鳥取養護学校校長	
矢部 敏昭	鳥取大学地域学部教授、附属中学校校長	
吉田 秀光	三朝町長	
茂嶋 照美	県立倉吉養護学校教頭	臨時委員
本角 小波	境港市立ひまわり幼稚園園長	臨時委員

特別支援教育部会委員名簿

(任期 平成18年10月17日から平成20年7月31日)

氏名	所属・職名等(発令時)	備考
生田 雅彦	米子北斗高等学校校長	
小枝 達也	鳥取大学地域学部教授	
橋本代里子	県立青谷高等学校教頭	
盛本 裕子	鳥取県立鳥取養護学校校長	
茂嶋 照美	県立倉吉養護学校教頭	臨時委員
市原 徹	県立米子養護学校PTA副会長	専門委員
入江ゆみ子	自閉症・発達障害支援センター所長	専門委員
塚根 智子	倉吉市子ども家庭課長	専門委員
山田 晋	大山町教育長	専門委員
1 西垣 滋	米子市立明道小学校校長	専門委員
1 石田 正紀	湯梨浜町立北溟中学校校長	専門委員
1 久野 芳枝	ひかり幼稚園園長	専門委員
1 杉本 洋子	保護者	専門委員
2 山本真理子	琴浦町立劬保育園園長	専門委員

1 平成19年 9月4日発令

2 平成19年11月8日発令

学校等教育分科会委員名簿

（任期 平成20年9月11日から平成22年9月10日）

氏名	所属・職名等	備考
木下 法広	鳥取市立東中学校校長	新任
生田 雅彦	米子北斗高等学校校長	
池成 幸吉	鳥取県高等学校PTA連合会会長	新任
土井 綾	鳥取県PTA協議会母親委員会委員長	新任
小枝 達也	鳥取大学地域学部教授	
重政 好弘	鳥取大学学長補佐	
橋本代里子	県立青谷高等学校教頭	
平木 孝榮	八頭町教育委員	
松本 典子	鳥取短期大学幼児教育保育学科教授	
盛本 裕子	鳥取県立鳥取養護学校校長	
矢部 敏昭	鳥取大学地域学部教授、附属中学校校長	
吉田 秀光	三朝町長	
茂嶋 照美	県立倉吉養護学校教頭	臨時委員
本角 小波	境港市立ひまわり幼稚園園長	臨時委員

特別支援教育部会委員名簿

（任期 平成20年9月11日から平成22年9月10日）

氏名	所属・職名等	備考
生田 雅彦	米子北斗高等学校校長	
小枝 達也	鳥取大学地域学部教授	
橋本代里子	県立青谷高等学校教頭	
盛本 裕子	鳥取県立鳥取養護学校校長	
茂嶋 照美	県立倉吉養護学校教頭	臨時委員
市原 徹	元県立米子養護学校PTA副会長	専門委員
入江ゆみ子	元自閉症・発達障害支援センター所長	専門委員
塚根 智子	倉吉市子ども家庭課長	専門委員
山田 晋	大山町教育長	専門委員
西垣 滋	米子市立明道小学校校長	専門委員
石田 正紀	鳥取県教育センター所長	専門委員
久野 芳枝	ひかり幼稚園園長	専門委員
杉本 洋子	保護者	専門委員
山本真理子	琴浦町立劬保育園園長	専門委員

特別支援教育部会 これまでの検討のまとめ

	主な協議内容	主な意見
第1回 H18.10.17 県庁	<p>諮問について</p> <p>「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」</p> <p>1 特別支援学校における教育の在り方について</p> <p>2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について</p> <p>(主な協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校規模について ・東・中・西部地区ごとの整備について ・高等学校における特別支援教育について 	<p>学校という形態で行うには集団の形成が大切。(聴覚・視覚)</p> <p>人格形成を図る時期(義務教育段階)には親元から通学できるように整備することが大切。(西部:聴覚)</p> <p>知的障害特別支援学校が肥大化しているため、特に高等部のあり方の検討が必要。(知的)</p>
第2回 H18.12.14 鳥取盲学校 鳥取聾学校	<p>特別支援学校における教育の在り方について</p> <p>(主な協議内容)</p> <p><u>視覚障害、聴覚障害教育について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・聾学校の分校設置について ・専門性の確保について ・センター的な機能の在り方について 	<p>同一障害の児童生徒が集まって切磋琢磨することが大切。</p> <p>専門性のある教員の小中学校等への派遣等、支援機能の充実が必要。</p>
第3回 H19.3.13 倉吉養護学校	<p>特別支援学校における教育の在り方について</p> <p>(主な協議内容)</p> <p><u>知的障害教育について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽度知的障害の増加について ・発達障害等の2次障害の子どもへの対応について <p><u>様々な障害種に対応できる特別支援学校について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で対応できていない障害種をどうするか(特に中部地区) ・教員の専門性、施設設備について 等 	<p>軽度知的障害の生徒、不適応の生徒の受け入れを見直す必要がある。</p> <p>高等養護学校設置に向けた再検討をしてみようか。</p> <p>センター的機能は学校体制で対応すべき。</p> <p>肢体不自由部門の設置は医療との連携が必要。施設設備の充実も必要。(設置場所を考えた対象となる児童生徒の限定も必要。)</p>
第4回	特別支援学校における教育の在り方につ	

<p>H19.5.31</p> <p>鳥取養護学校</p>	<p>いて</p> <p>(主な内容)</p> <p><u>病弱教育、肢体不自由教育について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度・重複児の増加 ・発達障害の子どもへの対応について ・心身症等生徒への対応について <p><u>今後の特別支援教育の在り方について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で対応できていない障害種をどうするか。 <p>(病弱教育 中部地区、西部地区(高等部)) (聴覚障害教育 西部地区 中学部設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター的機能の充実(教育相談) <p><u>大まかな答申案について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各障害種別の教育に関する現状と課題及び検討結果の提示 	<p>心身症等や不登校及び発達障害等の二次障害の児童生徒の病弱特別支援学校への受け入れについて、小・中・高等学校の特別支援教育の在り方との関係について考えていくことが必要。</p> <p>従来の病弱は院内学級で対応してはどうか。</p> <p>他の特別支援学校への部門設置での対応も選択肢。(西部：聴覚)</p> <p>高等学校通信制等との関係を考えてはどうか。(西部：病弱(高等部))</p>
<p>第5回 H19.7.17</p> <p>白兔会館</p>	<p>第1の柱「鳥取県における今後の特別支援学校の在り方について」 「答申案(素案)」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各障害種別ごとの教育の在り方について 視覚障害教育・聴覚障害教育 知的障害教育・肢体不自由教育 病弱教育 	<p>視覚障害教育、聴覚障害教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の核となる専門性を維持すること。 ・集団の形成ができる地域においては部門設置でもよいのではないかと。 <p>知的障害教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の問題とも絡めて議論していくことが必要。 <p>肢体不自由教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害のない肢体不自由児は通常の学校が望ましいが、一人一人の実態に応じて、選択肢は多く用意しておく必要がある。 <p>病弱教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来の病弱教育はほぼ院内学級で対応。 ・病弱教育が拡大解釈されている。方向付けを整理整頓する必要がある。
<p>第6回 H19.10.5</p> <p>県庁</p>	<p>鳥取県教育審議会特別支援教育部会の経過について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過について ・「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について(素案)」について 	<p>第2の柱について</p> <p><現状と課題について></p> <p>現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校における通級指導教室について(センター的役割も含めて)

	<p>幼稚園（保育所）、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校における通級指導教室について ・小学校の特別支援教育主任の立場と役割について ・高等学校における支援体制整備について ・幼稚園における支援体制整備について課題について ・個別の指導計画の作成率及び個別の教育支援計画の策定率が低い。 ・特別支援教育に係る行政の組織の役割分担を明確にすること（小中学校課、高等学校課との関係）。
<p>第7回 H19.11.6</p> <p>県庁</p>	<p>小学校、中学校における特別支援教育の在り方について</p> <p><主な内容></p> <p><u>協議の柱と審議の進め方について</u></p> <p><u>小学校、中学校における特別支援教育(校内支援体制の充実)について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の教育について ・通級指導教室の教育について 	<p>就学指導の在り方が特別支援教育にとって大事なポイント。</p> <p>校長のリーダーシップの下、校内体制で担任を支え、特別支援学級の教育機能を高めること。</p> <p>特別支援学級の弾力的運用について明確にすること。</p> <p>設置の在り方に検討が必要。</p> <p>通級による指導の対象、指導内容、評価等総合的な判断が必要。</p>
<p>第8回 H19.12.13</p> <p>県庁</p>	<p>小学校、中学校における特別支援教育の在り方について</p> <p><主な内容></p> <p><u>校内支援体制の充実(たまかな答申素案)について</u></p> <p><u>小学校、中学校における特別支援教育(校外の支援体制の充実)について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談について ・校外支援体制について 	<p>在籍している子どもを主体にまとめる。</p> <p>巡回相談は学校支援、担任支援。</p> <p>学校組織として、巡回相談の活用を検討すべき。</p> <p>今ある人的資源を活用し、一貫性と学校力を高めることが必要。</p> <p>地教委が中心となって、支援体制の構築。機動力も必要。</p> <p>スクールカウンセラーとの連携も重要。</p>
<p>第9回 H20.1.22</p>	<p>幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方につ</p>	

<p>県庁</p>	<p>いて <主な内容> <u>小学校・中学校における特別支援教育の 在り方（答申素案）について</u> <u>幼稚園・保育所における特別支援教育に ついて</u> 高等学校における特別支援教育について</p>	<p>「家庭や地域社会との連携」についての項目を設ける。 第1の柱と合わせた答申素案の中に、「理解啓発」「寄宿舎の在り方」を加筆する。園内体制と窓口を明確にすること。幼児期は母子保健との連携が不可欠。就学時の移行には地教委の関わりが重要。教職員の気づきと園全体の教育(保育)力の向上が必要。そのための研修の工夫を。特別支援教育や発達障害についての校内の理解が必要。研修の充実が求められる。スクールカウンセラーだけでなく、関係機関(福祉、労働、医療)との連携が重要。入試に関する情報と指導に関する情報を整理する。個人情報観点から、伝達のルールの共通理解が必要。</p>
<p>10回 H20.2.26 県庁</p>	<p>「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」 <u>「答申案（素案）」について</u></p>	<p>第2の柱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来を見据えた一貫性のある教育支援のためには「個別的教育支援計画」が重要。 ・学校教育にかかわる範囲で理解啓発やボランティア養成・研修は県の役割。 <p>共通項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携の強化と保護者支援が必要。 <p>第1の柱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舎の在り方について検討が必要。 ・PT等活用による専門性向上を追加。
<p>11回 H20.3.25 白兔会館</p>	<p>「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」 <u>「答申案（素案）」について</u></p>	<p>全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発について、福祉・医療とも含め総合的にまとめるが、教育の所掌範囲を超えない形でアピールする。 ・文言の定義をし、注釈を加える。 <p>第1の柱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備状況(表)は、教育機能を教育サービスを受ける側の視点でまとめる。 ・大事なものは、専門性のある教員を育て、特別支援学校から派遣していくこと。 <p>第2の柱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後5年の方向性で問われるのは「教員

		<p>の専門性」。それぞれの場、役割での専門性を加筆する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体に支援が広がるには、校内での話し合い(事例検討)が重要である。 ・成長する中で指導の在り方も変わる。「一貫した支援」の意味を明確にする。
12回 H20.6.25	<p>「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」</p> <p>「<u>答申案中間まとめ</u>」について</p>	<p>基本的な考え方の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開かれた学校づくりの推進を「特別支援学校のセンター的機能の充実」に修正。 ・当面5年の方向性であると明記すべき。<u>特別支援学校における教育の在り方</u> ・疾患名の表記に検討が必要。 ・中部圏域に「医療機関等との連携による」という視点を入れる。<u>小・中学校等の特別支援教育の在り方</u> ・学校と県のすることを明確にする。学校の設置者は市町村教委であり、「地教委とともに推進する」という表記が適当。 ・管理職のリーダーシップの向上が重要。
13回 H20.7.30	<p>「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」</p> <p>パブリックコメント及びその対応について</p>	<p>答申第二次案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重を基盤とする基本的な考え方を前提として、4つの柱を示す。 ・具体的な実践が工夫できる大まかな施策の方向性を示す。 ・寄宿舍、訪問教育をその他の項に加筆し、今後も内容、指導の充実を求める。 ・西部地区の病弱教育については、今後も継続して充実策を検討する。 <p>パブリックコメントの対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見への対応や回答を簡潔にまとめ、資料として答申に載せる。
14回 H20.9.11	<p>「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」</p> <p>「<u>答申第三次案</u>」について</p>	<p>答申第三次案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の専門性と適正配置を盛り込む。 ・校名についての加筆は意見が寄せられたため。 ・保護者の相談窓口はあるが、核になる機関、コーディネーターが大切。 ・障害の重度・重複化に伴う教育の充実のためには教員のサポート体制も必要。 ・特別支援教育支援員の説明を加える。

鳥取県教育審議会条例

平成 18 年 3 月 28 日
鳥取県条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項(スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)第 18 条第 5 項の規定に基づき条例で定めることとされる事項を含む。)を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 学校教育、生涯学習、青少年教育、スポーツ、文化芸術等の振興を図るため、鳥取県教育審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項(スポーツ振興法第 18 条第 3 項の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。)について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、教育委員会又は知事に建議する。

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 6 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第8条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、在任委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、次条第1項の規定により置かれる分科会及び第11条第1項の規定により置かれる部会の議事について準用する。

(分科会)

第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
学校等教育分科会	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。
学校運営分科会	1 公立学校等の運営に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 2 公立学校等の教職員評価に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。
生涯学習分科会	1 生涯学習の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 2 社会教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 3 青少年教育の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 4 青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 5 体力の保持及び増進に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 6 スポーツの振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。 7 文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議し、及び建議すること。

2 前項の表の左欄に掲げる分科会に属すべき委員及び臨時委員は、教育委員会が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、当該分科会に属

する委員のうちからあらかじめ分科会長の指名する者がその職務を代理する。
6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平 19 条例 1・一部改正)

(部会)

第 11 条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 4 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 7 条第 2 項の規定による任命及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(鳥取県産業教育審議会条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鳥取県産業教育審議会条例(昭和 26 年鳥取県条例第 51 号)

(2) 鳥取県スポーツ振興審議会条例(昭和 37 年鳥取県条例第 14 号)

(3) 鳥取県教育課程審議会条例(昭和 40 年鳥取県条例第 8 号)

(4) 鳥取県高等学校教育審議会条例(昭和 48 年鳥取県条例第 28 号)

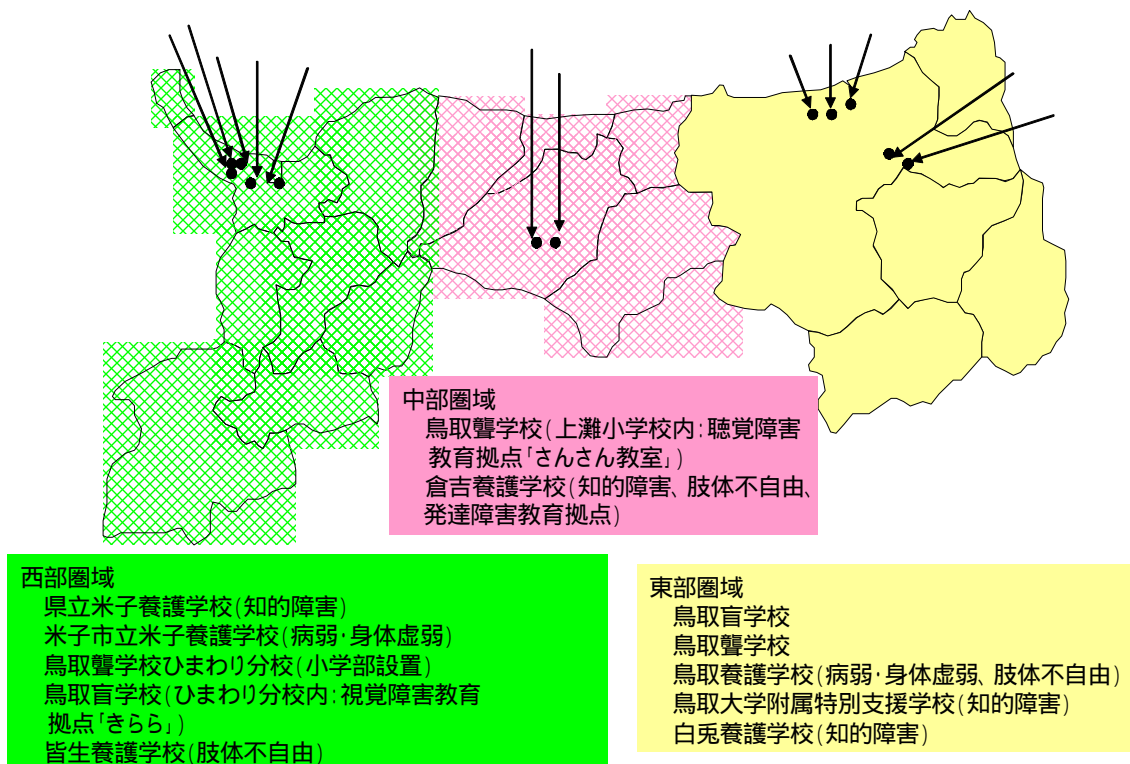
(5) 鳥取県生涯学習審議会条例(平成 3 年鳥取県条例第 15 号)

附 則(平成 19 年条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1

鳥取県の特別支援学校の所在地(平成20年4月1日現在)



鳥取県の特別支援学校の整備状況

障害名	西 部		中 部		東 部	
	学 校 名	整備状況	学 校 名	整備状況	学 校 名	整備状況
視 覚 障 害	視覚障害教育拠点「きらら」(ひまわり分校内) 教育相談のみ		施設なし	×	鳥取盲学校	
聴 覚 障 害	ひまわり分校 幼稚部・小学部のみ		聴覚障害教育拠点「さんさん教室」(上灘小学校内) (通級・教育相談)		鳥取聾学校	
病 弱	市立米子養護学校 小・中学部のみ		施設なし	×	鳥取養護学校	
肢 体 不 自 由	皆生養護学校		倉吉養護学校		鳥取養護学校	
知 的 障 害	県立米子養護学校		倉吉養護学校		白兔養護学校 附属特別支援学校	
課 題	・視覚障害教育 ・聴覚障害教育(中学部)		・視覚障害教育 ・聴覚障害教育 ・病弱教育			
[備考]	各記号について 各学部(幼・小・中・高)が設置。施設設備も十分。 一部の学部が設置。障害種に応じた施設設備が不十分。 小学校や特別支援学校の教室を借りて拠点を設置。特別支援学校のセンター的機能等を活用した個別対応が中心。 × 施設が整備されていない。特別支援学校のセンター的機能等を活用した個別対応。					

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について、ご意見をお寄せください。

～ 障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援を進めます～



鳥取県教育委員会では、障害のある子どもの自立と社会参加に向けた特別支援教育を推進するにあたり、鳥取県教育審議会において、今後の特別支援教育の在り方について検討しています。

そこで、検討中の内容について県民のみなさんからご意見をいただき、今後の取組に反映させていただきます。

特別支援教育とは、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うものであり、支援を必要とする子どもの在籍するすべての学校等で実施されるものです。

今後の特別支援教育の在り方について（検討している内容）

基本的な考え方の方針

各生活圏域（東部・中部・西部）における教育の充実
特別支援学校のセンター的機能の推進
発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援の拡充
特別支援教育の普及啓発



特別支援学校の教育の在り方

東部・中部・西部ごとの教育の充実

- ・知的障害を対象とする特別支援学校高等部生徒のニーズを踏まえ、高等特別支援学校、分校・分教室の設置等を検討
- ・鳥取聾学校ひまわり分校中学部の設置を検討
- ・地域の教育的ニーズに応じたセンター的機能の発揮
- ・東部・西部に特別支援学校の専門性を活用した発達障害教育拠点（対象：自閉症）の設置を検討

特別支援学校の教員の専門性の向上

- ・対象とする障害種に加え、発達障害等を含む障害に関する専門性の向上

幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育の在り方

発達段階に応じた適切な教育の充実

幼稚園（保育所）

- ・担当者の明確化と園内支援体制の構築
- ・幼児期から学齢期への一貫した支援の推進

小学校・中学校

- ・校内支援体制の一層の充実と支援の質の向上
- ・通級指導担当教員の計画的な養成
- ・特別支援学級に専門性のある教員の配置
- ・交流及び共同学習の推進と教育的ニーズに応じた学習集団の確保

高等学校

- ・校内支援体制の確立
- ・発達障害等に関する教職員の理解と専門的な支援の向上

一貫した支援体制の整備

- ・「個別の教育支援計画」を活用した円滑な連携

連携による支援の充実

- ・校内及び校外の関係機関との連携の推進

ご意見をいただきたい内容

基本的な考え方の方針について

特別支援学校の教育の在り方について

幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について

その他にも、ご意見等があれば、お聞かせください。



ご意見の提出方法

提出先：県教育委員会事務局特別支援教育課
提出方法：次のいずれかの方法でお寄せください。

郵送：〒680-8570

（郵便番号のみで届きます）

ファクシミリ：0857-26-8170

電子メール：tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp

意見箱への投函：県庁県民室、総合事務所県民局、
県立図書館に設置してあります。

ご意見の募集期限

7月25日（金）まで

意見募集のホームページ

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4229>

ホームページのほか、県庁県民室、各総合事務所県民局、各教育局、県立図書館にも資料を設置しています。

県教育委員会事務局 特別支援教育課

《電話》 0857-26-7575

お問合せ先

7598

鳥取県における今後の特別支援教育に関するパブリックコメント実施結果について

1 パブリックコメントの応募状況

(1) 募集期間 6月30日(月)～7月25日(金)

(2) 応募総数

意見用紙提出	16通	}	合計 95通、248件
電子メール	64通		
ファクシミリ	9通		
県民室等	6通		

2 総括

肯定的評価	6件(2.4%)
提言・要望()	224件(90.3%)
否定的評価	7件(2.8%)
その他	11件(4.5%)

提言・要望については、概ね中間まとめの方向性に賛同のうえ、以下のような特別支援教育に係る具体部分の加筆についてのものが大多数であった。

また、関係団体等からの意見が多かった。

- ・教育環境の整備
- ・通級指導教室の充実
- ・後期中等教育への支援の充実

3 主な意見

基本的な考え方の方針について(63)

- ・生活圏域における教育について(4 圏域ごとに賛成1、市町村ごとがよい3)
- ・市町村への財政的な支援を加筆(3)
- ・センター的機能の定義を示してほしい(1)
- ・センター的機能充実のための予算化や人的配置を望む(1)
- ・エール(県自閉症・発達障害支援センター)による通級指導ができないか(1)
- ・地域の子どもが地域の学校で生活できる教育の保障(分離教育制度に反対)(13)
- ・特別支援教育における適正な条件・教育環境の整備を(11)

- ・「自立」の定義と「社会参加」の具体的な教育的道筋を記述すること（１１）
- ・「障害」「障害児」「障害者」の定義を明確にすること（７）
- ・特別支援教育の対象と理念を明確にすること（４）
- ・乳幼児期から一貫した支援のため、教育だけではなく広く連携を（２）
- ・障害のある児童生徒が「行きたい」「通いたい」と思うような学校づくりをすべき（１）
- ・特別支援学級の弾力的運用の拡大した解釈が生じないように注意を払ってほしい（１）
- ・共生社会の実現を望む（１）
- ・家庭が孤立してしまわないよう実態把握と地域への啓発や情報提供を進めるべき（１）
- ・特別支援教育の普及啓発が４番目にあるのは付け足しのような印象（１）

特別支援学校の教育の在り方について

< 特別支援学校における教育全体（２７） >

- ・教員の専門性の向上が必要、発達臨床資格を持つ教員も必要（１）
- ・重度・重複障害や強度行動障害の児童生徒に対する施策、卒業後の進路が課題（１）
- ・高等特別支援学校、分校、分教室に期待（７）
- ・高等特別支援学校、分校・分教室の形態がわからない等により、賛成しかねる（２）
- ・就労促進を期待（２）
- ・小学校、中学校を巻き込んだ進路指導、進路選択、職業教育の充実（５）
- ・社会教育の充実が必要（１）
- ・県立特別支援学校に専攻科の設置を希望（２）
- ・発達障害や精神疾患の子どもを受け入れる特別支援学校（拠点）の在り方（２）
- ・複数の障害種に対応することによる専門性の低下への危惧（１）
- ・特別支援学校以外の学校との交流、協同・共通教育への視点が必要（１）
- ・児童生徒の増加に伴う施設設備の拡充（１）
- ・非障害者に対しての「特別支援教育」とは何か議論をすべき（１）

< 東部圏域（５５） >

- ・盲学校、聾学校の今後の在り方を明確に示してほしい（５）
- ・特別支援学校の統合には反対（３）
- ・心身症等の児童生徒への対応を希望（１）
- ・寄宿舍の教育的意義を盛り込んでほしい（２７）
- ・寄宿舍指導員の正規雇用化を望む（１９）

< 中部圏域（５） >

- ・医療的ケアの状況、学校看護師の増員、生命の安全を確保する方策を明確に（２）
- ・教育と福祉の連携が必要（１）
- ・視覚障害の専門性を持った教員を配置し、盲学校と連携した支援はできないか（１）
- ・倉吉養護学校の障害部門ごとに分校・分教室の設置、中部圏域にもう１校設置はどうか（１）

< 西部圏域（ 9 ） >

- ・ 病弱養護学校の拡充、米子市立米子養護学校の高等部の設置、県立移管を求む（ 5 ）
- ・ 視覚障害の専門性を持った教員を配置し、盲学校と連携した支援はできないか（ 1 ）
- ・ 知的障害を対象とする特別支援学校高等部をもう 1 カ所設置してほしい（ 1 ）
- ・ 発達障害の子どもたちの受け入れ先は県立米子養護学校ではないか（ 1 ）
- ・ 鳥取聾学校ひまわり分校の中学部の設置は急ぐべき（ 1 ）

幼稚園（保育所）・小学校・中学校・高等学校の特別支援教育の在り方について

< 幼稚園（保育所）（ 5 ） >

- ・ 私立の幼稚園（保育所）の経営者に対する意識啓発が必要（ 2 ）
- ・ 情報マップより相談窓口の設置を（ 1 ）
- ・ 福祉・医療機関との連携が重要（ 1 ）
- ・ 特別支援教育にかかわる資格（免許状）を有した教員を増やすことが必要（ 1 ）

< 小学校及び中学校（ 26 ） >

- ・ 特別支援教育主任の授業時間数軽減、人員配置、役割の明確化（ 5 ）
- ・ 通級指導教室の在り方、拡大を望む（ 6 ）
- ・ 特別支援学級に専門性のある教員配置に期待、管理職の理解が重要（ 3 ）
- ・ 社会に出る準備をするため、定期的な巡回相談の活用を（ 1 ）
- ・ 診断を強く求める風潮を危惧する（ 1 ）
- ・ 中学校の特別支援学級の在り方に課題がある（ 1 ）
- ・ 学校間を行き来しやすくしてほしい（ 1 ）
- ・ 教員の意識改革の意味からも、「わかる授業」の推進は必要（ 4 現状では困難 3、期待する 1 ）
- ・ 中学校卒業後の進路保障（ 2 ）
- ・ 特別支援学級の弾力的運用（ 1 ）
- ・ 専門研修を終えた者の人材の活用（ 1 ）

< 高等学校（ 35 ） >

- ・ 特別支援が必要な生徒の情報伝達、中高連携（ 2 ）
- ・ 相談窓口がほしい（ 2 ）
- ・ 障害のある生徒の希望に基づいて積極的に受け入れる条件整備、高校の教職員の意識変革（ 1 1 ）
- ・ 「わかる授業」の記述がないのはなぜか（ 6 ）
- ・ 特別支援教育を充実するための専門性のある人的支援、加配・支援職員の配置を求む（ 7 ）
- ・ 高等学校での支援の充実を期待（ 5 ）
- ・ 高校におけるニーズや当面の課題等の議論が必要（ 2 ）

その他の意見

< 普及啓発 (3) >

- ・普及啓発の具体的方策を求む (1)
- ・交流及び交流学习の充実が必要 (1)
- ・PR性のあるパブコメであってほしい、負のパブコメとなっている感 (1)

< 連携 (4) >

- ・学校と行政等の支援機関の密な連携が重要 (3)
- ・福祉関係の機関と連携した家庭支援を求む (1)

< 特別支援教育の推進 (5) >

- ・県教育センターに、特別支援教育を推進する部門を設置 (1)
- ・就学指導の在り方、就学指導委員会の役割の明確化が必要 (2)
- ・支援員の事前の研修の工夫が必要 (2)

< その他 (11) >

- ・障害を早期に発見して保護者をサポートするための体制づくりの充実を求む (1)
- ・「訪問教育」に関する方針が示されていない (1)
- ・「鳥取県特別支援教育研究会」に「高等学校」の分科会を設けることも必要 (1)
- ・県教育審議会の開催状況や特別支援教育部会のプロセスを情報公開してほしい (1)
- ・管理職への意識啓発と組織としてのシステム化を求める (2)
- ・保護者との連携、地域との連携等のネットワークの力を有している人材の採用を (1)
- ・公平な意見反映、県民への啓発の意味も込めて、パブコメは公開すべき (1)
- ・教育委員会や鳥取県の主体的で具体的な考えが読み取れる最終方針になるように期待 (1)
- ・児童生徒一人一人を大切にす鳥取県教育であってほしい (1)
- ・ほぼ完璧な答申案である (1)

4 今後の予定

いただいた意見は、鳥取県教育審議会における審議の参考とするとともに、今後の特別支援教育の在り方の検討に生かしていく予定。

パブリックコメントに対する回答

関連頁	意 見	回 答
【基本的な考え方の方針について】		
P 2、3	生活圏域における教育について (圏域ごとがよい、市町村ごとがよい)	これまで各圏域ごとにおける各障害種に応じた教育体制の充実を図ってきました。そのことを踏まえ、各圏域ごとの整備状況等を検証しながら「充実・発展を」と考えています。
P 2、3	特別支援教育の普及啓発が4番目にあるのは付け足しのような印象を受ける	基本的な考え方の方針の1～4については、優先順位ではなく、4つとも本県における今後の特別支援教育の推進のために欠かせないものです。
P 2	センター的機能についての定義を示してほしい	巻末の用語解説「*1 センター的機能」に記載しています。
	センター的機能の充実のための予算化や人的配置を望む	各学校の状況を聞いてみたいと考えます。
P 2、3 P 4～8	複数の障害種に対応することによる専門性の低下への危惧がある	特別支援学校におけるセンター的機能の推進を図る上からも従来からある「各学校の教員の専門性を基盤とする」ことを記載しており、重要であると考えています。
P 3	特別支援学級の弾力的運用の拡大した解釈が生じないように注意を払ってほしい	「*3 特別支援学級の弾力的運用」に記載していますが、拡大した運用とならないように周知していきたいと考えます。
	地域の子どもが地域の学校で生活できる教育の保障(分離教育制度に反対)	} 国の考えに準じて、施策等を推進しています。
	特別支援教育における適正な条件・教育環境の整備を望む	
	「自立」の定義と「社会参加」の具体的な教育的道筋を記述してほしい	
	「障害」「障害児」「障害者」の定義を明確にしてほしい	
P 1	特別支援教育の対象と理念を明確にしてほしい	「はじめに」に特別支援教育の理念について記載しています。
【特別支援学校の教育の在り方について】		
(特別支援学校における教育全体)		
P 4	児童生徒の増加に伴う施設設備の拡充が必要である	知的障害者を対象とする特別支援学校における児童生徒数の増加への対応として、県立高等特別支援学校の設置や県立学校内に分校や分教室の設置等を検討すると記載しています。
P 4	高等特別支援学校、分校、分教室に期待する	軽度知的障害者に対応するために、県立学校の空き校舎や教室を有効に活用して、県立高等特別支援学校や県立学校内に分校や分教室の設置等を検討すると記載しています。
P 4	高等特別支援学校、分校、分教室の形態がわからない等により、賛成しかねる	
P 5 P 11	エール(県自閉症・発達障害支援センター)による通級指導ができないか	県立倉吉養護学校に設置している発達障害教育拠点(通級指導教室)における指導の効果の検証するとともに、東・西部圏域への設置にむけて検討していきたいと記載しています。
P 5 P 10	発達障害や精神疾患の子どもを受け入れる特別支援学校(拠点)の在り方を考えてほしい	
P 5 P 11 P 15	重度・重複障害や強度行動障害の児童生徒に対する施策、卒業後の進路が課題	重度重複障害の児童生徒等に対する施策については、医療的ケアが必要な児童生徒への対応や訪問教育のところに記載しています。 特別支援学級に在籍する児童生徒について、将来的な見通しをもち、本人及び関係者を含めて適性を検討しつつ、早期から学校見学や体験入学を行うなど適切な進路指導の充実を図ることについて記載しています。このことは強度行動障害の児童生徒にもあてはまると考えています。
P 5	就労促進を期待する	各学校は、小学部から高等部までの一貫した進路指導の体制を確立するとともに、労働や福祉等関係機関と連携しながら、就労支援の一層の充実を図っていくと記載しています。
	県立特別支援学校に専攻科の設置を希望する	まずは、各県立特別支援学校高等部教育のコース制の検証等を行い、高等部教育の充実を図っていききたいと考えています。
【東部圏域】		
P 6	盲学校、聾学校の今後の在り方を明確に示してほしい	盲学校と聾学校を統合するとは記載していません。それぞれの学校の教員の専門性の向上に期待が大きく、全県におけるセンター的機能をこれまで以上に発揮していくことを記載します。
P 6	特別支援学校の統合には反対する	

P 6	心身症等の児童生徒への対応を希望する	学校は、心の問題を抱える児童生徒への対応について、研修等により教員の専門性の向上を図るとともに精神保健・医療との一層の連携に努める必要があると記載しています。
P 6	教員の専門性の向上が必要、発達臨床資格を持つ教員も必要であると考え	学校は、心の問題を抱える児童生徒への対応について、研修等により教員の専門性の向上を図るとともに精神保健・医療との一層の連携に努める必要があると下線部分を追記しました。
〔中部圏域〕		
P 7	医療的ケアの状況、学校看護師の増員、生命の安全を確保する方策を明確にしてほしい	適切な教育環境の整備及び医療機関等との連携による重度・重複障害者への対応の充実に努めることについて記載しています。
P 7	視覚障害の専門性を持った教員を配置し、盲学校と連携した支援はできないか	視覚障害教育は、必要であれば市町村教育委員会の理解を得て、特別支援学級を設置し、専門性のある教員を配置して充実に努めることと、鳥取盲学校のセンターの機能が発揮できるように連絡会等を設けるようにすると記載しています。
P 7	倉吉養護学校の障害部門ごとに分校、分教室の設置、中部圏域にもう1校設置してはどうか	倉吉養護学校の障害部門ごとに分校、分教室を設置することについては、現在のところは考えておらず、他の特別支援学校のセンター的機能の活用や特別支援学級等の設置での対応について記載しています。
〔西部圏域〕		
P 8	鳥取聾学校ひまわり分校の中学部の設置は急ぐべきである	中学部設置の検討について記載しています。
P 8	病弱養護学校の拡充、米子市立米子養護学校の高等部の設置、県立移管を求む	知的障害と病弱の重複障害等がある児童生徒等の現状と課題について検証し、教育部門を設けるかどうか、その必要性について今後検討していくことと下線部分を追記しました。
P 8	視覚障害の専門性を持った教員を配置し、盲学校と連携した支援はできないか	視覚障害教育拠点の活用や必要であれば市町村教育委員会の理解を得て、特別支援学級を設置し、専門性のある教員を配置して充実に努めることを記載しています。
P 8	知的障害の子どもたちの受け入れ先は県立米子養護学校ではないか	知的障害を証明する医師の診断書や市町村の就学指導委員会の判定などがあれば受け入れています。
〔幼稚園(保育所)、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の在り方について〕		
〔幼稚園(保育所)における特別支援教育〕		
P 9	私立の幼稚園(保育所)の経営者に対する意識啓発が必要である	各私立幼稚園(保育所)の設立の精神を尊重しつつ、障害のあるすべての子どもの社会参加と自立をめざす特別支援教育について「園長に働きかけを行い、(中略)園内支援体制の整備を推進する」と記載しています。
P 9 P 15	情報マップより相談窓口の設置が必要である	まずは園内の相談の窓口となる担当者の明確化を図り、「部局間の連携を一層強化する」と記載しています。
P 9 P 15	福祉・医療機関との連携が重要である	
P 9	特別支援教育にかかわる資格(免許状)を有した教員を増やすことが必要である	教職員(保育士)の専門性の向上について、県教育委員会も効果的な研修を検討すると記載しています。具体的には、免許法定講習の受講等を検討していきます。
〔小学校及び中学校における特別支援教育〕		
P 10	管理職への意識啓発と組織としてのシステム化を求める	特別支援教育は、すべての学校において管理職のリーダーシップのもとに推進されるものです。さらなる理解と充実に努めます。
P 10	特別支援教育主任の授業時間数軽減、人員配置、役割の明確化が必要である	校内支援体制の機能の向上と特別支援教育主任の役割の明確化を図るため、「管理職研修の充実に努める」と記載しています。
P 10	教員の意識改革の意味からも「わかる授業」の推進が必要(現状では困難ではないか)	特別支援教育の理念及び障害特性の理解の一層の推進を踏まえ、「担任は、児童生徒の多様性が尊重される学級づくりと「わかる授業」の推進を図る」と記載しています。
P 10	社会に出る準備をするために、定期的な巡回相談の活用が必要である	巡回相談の在り方については、「巡回相談等での有効な活用が検討されるよう、市町村教育委員会への働きかけを行う」と記載しています。
P 10	専門研修を終えた者の人材の活用を求む	専門研修を終えた者の活用については、「養成とあわせた効果的な配置と有効な活用について、市町村教育委員会に働きかけを行う」と記載しています。

P 1 1	通級指導教室の在り方、拡大を望む	通級指導教室の在り方については、「市町村の状況に応じた効果的な活用ができるよう巡回による指導等を含む通級による指導の充実を図る」こととあわせて、地域の実情に応じた適切な対応がなされるよう、理解を推進する」と記載しています。
P 1 2	特別支援学級に専門性のある教員配置に期待する 管理職の理解が重要である	特別支援学級担任の専門性の向上と指導・支援の充実に向け、ハンドブックの作成や研修の充実について記載しています。
P 1 2	小学校、中学校を巻き込んだ進路指導、進路選択、職業教育の充実を望む	特別支援学級に在籍する児童生徒について、将来的な見通しをもち、本人及び関係者を含めて適性を検討しつつ、早期から学校見学や体験入学を行うなど適切な充実を図ることに ついて記載しています。
P 1 2	中学校の特別支援学級の在り方に課題がある	特別支援学級の指導・支援とあわせ、進路指導についても充実を図っていくよう記載しています。
P 1 2	中学校卒業後の進路保障を求む	特別支援学校に該当する障害の状況や程度、高等学校の特別支援教育の推進状況等の情報提供をもとに、将来の見通しを持った進路指導の充実を図ることを記載しています。
P 1 2	特別支援学級の弾力的運用に期待する	活用事例等を具体的に情報提供するなどして、効果的な活用について記載していますが、拡大した運用とならないよう周知していきたいと考えます。
	診断を強く求める風潮を危惧する	教育措置の変更に際しては医師の診断が必要です。また、診断名をキーワードにして、必要な支援を関係機関と共有化することもあります。医学的な診断の有無により支援の有無が決定されることはありませんが、診断があることにより支援の幅が広がる、関係機関との共通項ともなり得ることもご理解ください。

【高等学校における特別支援教育】

P 1 3	相談窓口がほしい	高等学校においては、特別支援教育担当者を相談窓口として配置しています。福祉・労働等の関係機関の相談窓口についても、連携の強化により体制化を図るよう記載しています。
P 1 3	障害のある生徒の希望に基づいて積極的に受け入れる条件整備、高校の教職員の意識変革が必要である	高等学校における特別支援教育については、現段階では、特別支援教育の理念や発達障害についての全教職員の理解推進が優先課題と考えます。それをもとにした校内の特別支援教育体制の充実について記載しています。
P 1 3	「わかる授業」の記述がないのはなぜか	
P 1 3	高等学校での支援の充実を期待する	高等学校における特別支援教育については、現段階では、特別支援教育の理念や発達障害についての全教職員の理解推進が優先課題と考えます。それをもとにした校内の特別支援教育体制の充実を図り、具体的な支援を充実します。
P 1 3	高校におけるニーズや当面の課題等の議論が必要である	
P 1 3	特別支援教育を充実するための専門性のある人的支援、加配・支援職員の配置を求む	LD等専門研修の有効活用により、学校の核となる人材養成と効果的な活用を推進することについて記載しています。
P 1 3 P 1 5	特別支援が必要な生徒の情報伝達、中高連携が必要である	必要な校種間の連携にあたり、必要な情報を適切に引継ぐ連携体制の推進が重要であると考えます。中学校及び高等学校の理解に努めるとともに、「個別的教育支援計画」の策定と活用による円滑な連携の必要性について記載しています。

【その他の意見】

【普及啓発】

P 1 4	共生社会の実現を望む	「障害のある児童生徒等やその保護者が安心して地域社会で豊かな生活ができるよう、共生社会の基盤となる特別支援教育について、関係部局と連携し、広く理解・啓発を進めることが重要である」と記載しています。
P 1 4	普及啓発の具体的方策を求む	「特別支援教育の理解・啓発の推進」について記載し、広く理解・啓発を進める必要があると考えます。
P 1 4	非障害者に対する「特別支援教育」とは何か議論をすべきである	「特別支援教育の理念をはじめ、発達障害を含むそれぞれの障害の特性や支援の方法などを広く普及する広報などを活用し、学校等は保護者や地域の方々を巻き込んだ研修会を推進する」と記載しています。
P 1 4	交流及び交流学習の充実が必要である	児童生徒等の交流及び共同学習を推進し、相互理解を促進する」と記載しています。
P 1 4	特別支援学校以外の学校との交流、共同・共通教育への視点が必要である	交流及び共同学習について、障害のない児童生徒等における意義やその内容・方法についても記載しています。

〔連携〕		
P15	家庭が孤立してしまわないよう実態把握と地域への啓発や情報提供をすすめるべきだと思う	家庭・地域社会との連携をさらに充実していく必要があることを踏まえ、「学校教育はもとより、家庭や地域生活の充実が障害のある児童生徒等の豊かな生活の実現のためには不可欠である」と記載しています。
P15	学校と行政等の支援機関の密な連携が重要である	福祉・保健等の関係部局と連携し、県及び市町村の相談体制の構築と明確化に努めます。
P15	福祉関係の機関と連携した家庭支援を求む	
P15	教育と福祉の連携が必要である	関係機関との連携の強化等について記載しています。
P15	学校間を行き来しやすくしてほしい	障害のある児童生徒等の支援あたっては、早期からの適切な対応と一貫した支援が重要である。「支援体制の構築と関係機関との連携の強化を図る」と記載していますが、学校間の連携もこの前提にあるものと捉え、推進していきたいと考えます。
P15	市町村への財政的な支援を加筆してほしい	平成19年度より市町村に地方交付税措置された「特別支援教育支援員」の配置の促進を図っていきたく記載しています。
P15	支援員の事前の研修の工夫が必要である	「特別支援教育支援員」配置の促進を図りつつ、障害特性の理解、支援の在り方などの効果的な研修の工夫について記載しています。
P15	乳幼児期から一貫した支援のため、教育だけではなく広く連携を図ってほしい	障害のある児童生徒等の支援においては、早期からの適切な対応と一貫した支援が重要であることを踏まえ、関係部局と連携した支援体制の構築を図っていきたくです。また、一貫した支援を引き継ぐ資料として「個別の教育支援計画」を活用し、円滑な連携が図れるよう体制化に取り組みたいと記載しています。
P15	障害を早期に発見して保護者をサポートするための体制づくりの充実を求む	福祉・保健等の関係部局と連携し、県及び市町村の相談体制の構築と明確化に努めます。
〔特別支援教育の充実・発展〕		
P16	「訪問教育」に関する方針が示されていない	「特別支援教育の推進のために」に訪問教育の方針を追記しました。
P16	寄宿舎の教育的意義を盛り込んでほしい	寄宿舎の現状を踏まえ、求められることについて追記しました。
P16	寄宿舎指導員の正規雇用化を望む	困難です。
P16	保護者との連携、地域との連携等のネットワークの力を有している人材の採用を求む	必要性を含め、検討します。
〔その他〕		
	障害のある児童生徒が「行きたい」「通いたい」と思うような学校づくりをするべきである	各学校の教育が充実するよう取り組んでいきたいと考えています。
	就学指導の在り方、就学指導委員会の役割の明確化が必要である	就学指導の在り方や就学指導委員会の役割について、必要な情報提供を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた適正な就学措置につながるよう、充実を図ります。
	県教育センターに、特別支援教育を推進する部門を設置してはどうか	特別支援教育推進の充実施策として、その必要性を含めて検討します。
	「鳥取県特別支援教育研究会」に「高等学校」の分科会を設けることも必要である	必要性を含め、関係団体と検討します。
	県教育審議会の開催状況や特別支援教育部会のプロセスを情報公開してほしい	県のホームページに公開するよう、早急に準備いたします。
	教育委員会や鳥取県の主体的で具体的な考えが読み取れる最終方針になるように期待する	ご意見ありがとうございました。
	公平な意見反映、県民への啓発の意味も込めて、パブコメは公開すべきである	意見集約したものを公開するとともに、特別支援教育の理解啓発に努めます。
	PR性のあるパブコメであってほしい、負のパブコメとなっている感	基本的な考え方の方針を踏まえ、特別支援教育の推進を図っていきたく考えます。
	児童生徒一人一人を大切にす鳥取県教育であってほしい	ご意見ありがとうございました。
	ほぼ完璧な答申案である	ご意見ありがとうございました。

用語解説

* 1 センターの機能

特別支援学校がその専門性やこれまで蓄積してきたノウハウを活かして、自校に在籍する子どもたちへの教育に加え、その人的・物的資源を広くかつ積極的に地域の障害のある人々に対して提供すること。

* 2 個別の教育支援計画

障害のある児童生徒等一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行なうために策定した支援計画。

* 3 特別支援学級の弾力的運用

特別支援学級に在籍する児童生徒が交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けている時間などに、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して、特別支援学級の担任が個別のニーズに応じた指導を行うこと。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（平成17年12月8日中央教育審議会）より]

* 4 特別支援教育コーディネーター

県立特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとして、小・中学校等への支援をはじめとする地域のネットワークの核としての役割を担うための窓口となる担当者（教員）。

* 5 特別支援教育支援員

小学校、中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする者。